

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 1 号

平成 2 7 年 (2015 年) 3 月 3 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

## 記

平成 2 6 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(山陽総合事務所関係)

### 1 地域活性化室

[問題点 行政財産管理について]

行政財産使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

行政財産の使用許可については、事務手続に遺漏なきよう適正に処理してまいります。